

ECOBox利用規約(一般・個人向け)

この利用規約(以下「本規約」といいます。)は、ヤマト運輸株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する機密文書リサイクルサービス【ボックスタイプ(ECOBox)】(以下「ECOBox」又は「本サービス」といいます。)を利用されるお客様(以下「利用者」といいます。)に適用されるものとします。なお、料金後払いのヤマトビジネスメンバーズ向けECOBoxをご利用の場合、ECOBox利用規約(ヤマトビジネスメンバーズ向け)が適用されます。

第1条 (定義)

本規約において使用する用語の定義は次の各号に定めるとおりとします。

- 1 「重要文書」とは、利用者がECOBoxの利用を希望する対象の紙媒体の文書をいいます。
- 2 「ECOBox」とは、利用者が処分を予定する重要文書を専用箱に収納して、その機密を厳に保持したうえで配送し、溶解処理する一連のサービスをいいます。
- 3 「専用箱」とは、ECOBoxの利用において、利用者が重要文書を収納すべき当社所定の専用容器をいいます。
- 4 「専用キット」とは、利用者がECOBoxの利用に際し、重要文書を収納する「専用箱」を組み立てるための部材、申込票及び封印用シールで構成された一式をいいます。
- 5 「重要文書入り専用箱」とは、利用者がECOBoxを利用するために専用キットを組み立てて作成し、重要文書を収納したうえで梱包した専用箱をいいます。
- 6 「専用キット料金」とは、利用者が専用キットを購入する際に当社に支払う価格に消費税等の金額を加算した総額をいいます。
- 7 「溶解処理料金」とは、当社が利用者からお預かりした重要文書入り専用箱を溶解処理するサービスの料金に消費税等の金額を加算した総額をいいます。
- 8 「申込票」とは、利用者が重要文書入り専用箱を当社に引き渡す際に重要文書入り専用箱に貼付する当社所定の帳票をいいます。
- 9 「再生処理会社」とは、重要文書入り専用箱の溶解処理及び紙資源再生処理を実施する事業者をいいます。
- 10 「溶解完了確認」とは、当社所定の荷物お問い合わせシステムにおいて、お問い合わせ番号に基づきステータスが「溶解完了」と表示されることをいいます。なお、当社は溶解証明書等の書面発行は行いません。

第2条 (専用キットの購入)

利用者は、ECOBoxを利用するために、当社所定の方法により専用キットを購入するものとします。

第3条 (専用箱の保管責任)

前条により利用者が購入し引渡しを受けた専用箱の管理、保管、保存は利用者が行うものとし、当社は一切責任を負いません。

2. 専用キットについて、利用者の都合による返品・交換は、お受けしていません。
3. 利用者が購入し管理する専用箱等に著しい破損又は汚損が発見された場合、当社は、溶解処理の受付をお断りすることがあります。

第4条 (目的外利用の禁止)

利用者は専用箱をECOBox利用以外の目的で利用してはなりません。

第5条 (サービス料金)

利用者は、専用キット料金及び溶解処理料金を、当社ホームページ上に別途掲載する「サービス料金表」に定める条件に基づき支払うものとします。

2、当社は、専用キット料金及び溶解処理料金を定めたサービス料金表を、事前に当社ホームページ上に掲載することにより、変更できるものとします。

3. 前項の規定に基づき専用キット料金及び溶解処理料金が変更された場合において、利用者が専用キット購入後、重要文書入り専用箱の引渡しによる溶解処理の申込みを完了するまでの間に、変更後の溶解処理料金の適用開始日を迎えたときは、当該溶解処理には変更後の溶解処理料金を適用するものとします。

第6条 (重要文書入り専用箱の溶解処理)

利用者は専用箱に第8条の規定に沿って重要文書を収納します。

2. 利用者は、前項による重要文書の収納後、専用箱を梱包し、その後の配送及び処理過程で開封のおそれがないように、利用者の責任において封印と割印を施します。

3. 利用者は、本規約の内容を理解し、これに同意した上で、申込票への記入と溶解処理料金の支払いを完了した後、重要文書入り専用箱を当社に引き渡すことにより、重要文書入り専用箱の溶解処理を申し込むことができます。

4. 当社は、利用者が溶解処理を申し込む際に、当社が指定する本人確認書類のご提示等の当社指定の方法で、申込票に記載された利用者ご本人であることを確認する場合がございます。

5. 利用者が重要文書入り専用箱の回収による溶解処理を希望される場合、回収予定日については、利用者の希望日に合わせて当社が手配するものとします。但し、交通事情等により予定日を変更することがあります。

6. 当社は、利用者から重要文書入り専用箱を回収した後、重要文書の機密を保持したまま、速やかに再生処理会社に搬送し溶解処理を完了させるものとします。

7. 利用者は、重要文書入り専用箱を当社に引き渡した時点で、当該重要文書入り専用箱及び当該重要文書入り専用箱に含まれるすべての重要文書の所有権が当社に移転することに同意したものとします。ただし、第8条第2項又は第9条により重要文書入り専用箱を利用者に返却した場合は、当該重要文書入り専用箱の所有権は当社から利用者に復帰するものとします。

第7条 (サービス提供地域)

本サービスの提供地域は、日本国内(但し、沖縄本島以外の離島を除きます。)に限定されるものとします。

第8条 (混入禁止)

利用者は、専用箱に重要文書以外のものを収納しないものとし、次のものは本規約において混入禁止品目として取り扱い、利用者は専用箱に混入禁止品目を収納してはならないものとします。

[混入禁止品目]

ビニールシート・ビニール・布製バインダー・プラスチック・プラスチックフィルム・合成紙・テープ類・その他再生処理会社で再生処理できないと判断されたもの

2. 利用者から回収した重要文書入り専用箱の中に前項の混入禁止品目が混入されているおそれがあると当社が判断したときは、当社は、事前に利用者ご連絡することを要さず、当該重要文書入り専用箱を利用者に返却することができるものとします。

3. 前項にかかわらず、再生処理会社搬入後の再生処理工程において、混入禁

止品目の混入が判明したときは、当社及び再生処理会社は、事前に利用者に連絡することを要さず、当該混入禁止品目を処分することができるものとします。

4. 重要文書入り専用箱に混入禁止品目が混入していた場合、そのことが原因で当社に発生した負担又は損害については、利用者に請求することができるものとし、また、当社及び再生処理会社に発生した責任については、免責されるものとします。

第9条（処理の中止）

利用者が、回収済み重要文書入り専用箱の処理の中止及び当該重要文書入り専用箱の返却を希望する場合、当社は、ECOBoxの工程上可能なときに限り受け付けます。なお、重要文書入り専用箱を返却する際、利用者は、専用キット料金及び溶解処理料金の返還を受けられないものとし、当社は当該返却に要した費用を利用者に追加的に請求できるものとします。

第10条（再委託）

当社は、本規約に基づく当社の業務の全部又は一部を自己の責任において第三者に再委託することができるものとします。

第11条（再生紙資源）

利用者は、ECOBoxの利用による重要文書入り専用箱の溶解処理の完了をもって生じる再生紙資源の所有権が、当社に帰属することを異議なく承諾します。

第12条（責任）

当社の責任は、第6条により当社が利用者から重要文書入り専用箱を回収した時に発生します。当社による重要文書入り専用箱の回収前の利用者における専用箱や重要文書の保管等については、当社は一切責任を負いません。

第13条（免責）

当社は、次の各号に起因して利用者が生じた損害には一切責任を負いません。

- ① 混入禁止品目の混入や、専用箱の容量を越えるほどの収納に起因する重要文書入り専用箱の破損
- ② 予見不能な交通障害による重要文書入り専用箱の滅失、毀損、処理の遅延等
- ③ 重要文書入り専用箱の強盗・盗難など避けることのできない事態の発生
- ④ 通信回線やコンピュータなどによる障害が生じ、当社情報システムの遅延、中断又は中止による損害、若しくは第三者の不正アクセス
- ⑤ 天災地変、災害等当社の責めに帰すことのできない事由
- ⑥ 利用者が本規約に違反するなど利用者の責めに帰すべき事由
- ⑦ 重要文書入り専用箱の混入禁止物品による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- ⑧ 不可抗力による火災
- ⑨ 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者へ引渡し
- ⑩ 利用者が記載すべき申込票への不実記載その他利用者の故意又は過失

第14条（損害賠償）

利用者及び当社は、本規約に違反したことにより相手方に損害を与えた場合、相手方に対して当該損害を賠償する義務を負うものとします。

2. 前項にかかわらず、当社が利用者に対して負う損害賠償責任は、損害が発生した専用箱にかかる専用キット料金及び溶解処理料金の合計相当額を上限（但し、当該損害の直接の原因が当社の故意又は重大な過失である場合を除きます。）とします。

第15条（ECOBoxの提供終了）

当社は、ECOBoxの提供を終了することがあります。この場合、当社は、ECOBox提供の終了予定日の3か月以上前に利用者にその旨を通知するものとし、当該通知は第17条に定める方法又は当社ホームページ上に掲載することによって行うものとします。

第16条（反社会的勢力との関係遮断）

利用者は、当社に対し次の事項を確約します。

- ① 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員でないこと
 - ② 自らの役員（社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
 - ③ 反社会的勢力に自己の名前を利用させ、ECOBoxの利用申込みをするものではないこと
 - ④ 自ら又は第三者を利用して、当社に対する脅迫的言動又は暴力を用いる行為及び偽計又は威力を用いて当社の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと
2. 当社は、利用者が前項に違反した場合、利用者に催告することを要せず、本サービスの提供を停止することができるものとします。その場合、当社は、利用者に損害が発生したとしても一切責任を負いません。

第17条（本規約の変更）

当社は、本規約を変更する旨並びに変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、あらかじめ当社ホームページ上に掲載し、利用者へ周知するものとします。

第18条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に関連する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

ヤマト運輸株式会社
2026年6月25日制定